

提出された意見の概要と考え方

意見（要旨）	設楽町の考え方
<p>この条例(案)の作成にあたって設楽町としての「背景・考え方」がよく観えてこない。設楽町森づくりをどのようにすべきかの条例を作成するために広く関係者の意見を求めるのであれば、事前活動として「アジェンタ セッティング」(※1)が重要と考えます。</p> <p>現状認識「インフラ、事業、市場、環境、公的機関の要請森林所有者の付加価値等々」の課題と将来に向けての「あるべき姿」を明確にし、中、長期の推進の考え方を関係者(設楽町内)に知らしめることが大切と思う。「如何にしてやるかP・D・C・A(※2)をどのように廻すのかが当事者でないと観えない」</p> <p>条例があって活動があるのではなく、本当に設楽町の実情を踏まえた条例にして頂きたいと思います。</p> <p><b>*実施段階での提言</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 森林整備を行ってきたにもかかわらず、現状では林産物に付加価値がつかない。これを打破するため、どのような事業展開を図るのかという討議。</li> <li>2. 環境問題の観点での今後の森づくりと公共事業の展開をどうあるべきかという討議。</li> <li>3. モデルケースとして成功事例を作る。</li> </ol> <p>※1 マスメディアで流通する様々な情報の範囲や頻度などによって、受け手の中にその情報を議論するときの文脈・枠組みが習得されていくこと、またその現象。マスコミュニケーション研究の主要トピックの一。議題設定。</p> <p>※2 Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Action (是正) を意味し品質向上のためのシステム的考え方。</p>	<p>近年、森林への期待は国土の保全、水源かん養、自然環境保全、地球温暖化防止機能など多様化・高度化しています。</p> <p>しかし、新城北設楽地域における民有人工林の面積は約66,500haあり、そのうち間伐が必要な森林は約43,000haと6割を超えている状況で、そのうち設楽町における民有人工林については、面積は16,000haであり、そのうち間伐が必要な森林は約10,000haと新城北設楽地域と同様に6割を超えている状況にあります。</p> <p>手入れの行われない森林や放置森林が存在する理由はいくつか考えられますが、このままの状況が今後も継続してしまうと、森林の有する多面的機能は十分に発揮されない状況が続くこととなります。</p> <p>この森づくり基本条例は、平成21年度から愛知県で実施されるあいち森と緑づくり事業の実施を契機とし、新城北設楽地域の市町村共同の取組として条例制定し、地域における森林づくりに取り組むものです。</p> <p>各種事業実施にあたっては町民の方のご理解とご協力が不可欠です。</p> <p>いただいたご意見につきましては十分参考にし、反映させるよう施策を検討して進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>